

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月11日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特船契第 1121 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 20

(2) 購入等件名及び数量

監視取締艇 1 隻買入

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 納入期限 令和5年3月31日

(5) 納入場所 官の指示する場所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売（船舶類）」のA，B，C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達 (G E P S)

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等(入札説明書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/tyoutatuitiran.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する。)並びに重量

200g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和4年6月9日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和4年6月29日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和4年6月30日 14時00分 場所は海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 20

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:
Surveillance Service Boat Small 1 boat.

(4) Delivery limit: 31.March.2023.

(5) Delivery place: The place designated by

the JCG.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Selling in Kanto • Koshinetsu area in terms of

the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender; 17:00, 29. June. 2022.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,

Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976
Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：特船契第 1121 号
契約件名：監視取締艇 1 隻買入

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
様式－1 紙入札方式参加願
様式－2 確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－3 ICカード変更承諾申請書
様式－4 期間委任状
様式－5 都度委任状
別冊 契約書（案）
別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和4年5月11日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
監視取締艇 1 隻買入
 - (2) 契約内容
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
令和5年3月31日
 - (4) 納入場所
官の指示する場所
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
海上保安庁装備技術部船舶課 長谷川
03-3591-6361 (内線4421)
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売（船舶類）」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査に書類を提出し、同審査に合格した者であること。
技術審査の内容については、上記2（5）に確認をとること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が3MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和4年6月9日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和4年6月14日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健
TEL03-3591-6361 内線 2831
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和4年5月11日 から 令和4年6月9日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和4年6月29日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
 - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
 - ウ 入札書等の提出
 - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
 - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
 - ② 紙による入札の場合
 - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
 - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、ICカード変更承諾申請書（様式3）を提出すること。
また、ICカード変更承諾申請書には変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和4年6月30日 14時00分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 監視取締艇1隻買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 監視取締艇1隻買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

(様式-2) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 監視取締艇1隻買入

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

FAX番号:

メールアドレス:

ICカード変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後のICカード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用しているICカードについて上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、ICカードの変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、発注者にICカード変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、ICカード変更承諾申請書には、変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後のICカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式4

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印 印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

様式 5

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印 印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:監視取締艇 1 隻買入」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

令和4年度
特船契第1121号

物品売買契約書

物品売買契約書

1. 契約物品 監視取締艇1隻買入
2. 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳のとおり						

3. 納入期限 令和5年3月31日
4. 納入場所 官の指示する場所
5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 は、
受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。
この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

2 削除

(納入期限の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

(引渡物品の引渡)

第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

(所有権の移転)

第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

(値引受領)

第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

(代品納入)

第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、受注者が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 削除

3 削除

4 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
 - 二 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
 - 三 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
 - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - 五 受注者が第3条の規定に違反したとき。
 - 六 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 七 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第一号から第六号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号から第三号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第一号から第三号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変

更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第25条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住 所	
	氏 名	

仕様書

- 1 契約件名
監視取締艇 1 隻買入
- 2 品目、規格及び数量
別紙内訳書のとおり
- 3 納入期限
令和 5 年 3 月 3 1 日
- 4 納入場所
官の指示する場所
- 5 検査
納入にあたっては当庁検査職員の検査を受けること。
- 6 支払い
納入完了後とする。
- 7 その他
詳細は別添「令和 4 年度当初監視取締艇買入仕様書」
のとおり。

内訳書

監視取締艇1隻買入			納入期限		令和5年3月31日		
			納入場所		官の指示する場所		
番号	品目等	規格	合計	単位	数量	金額	記事
1	監視取締艇	仕様書のとおり	1	隻	1		

保 装 船 第 554 号
令和 4 年 3 月 10 日

令和 4 年度当初
監視取締艇
買入仕様書

海上保安庁装備技術部

目 次

第 1 章	総則	P. 3
第 2 章	要目	P. 6
第 3 章	船体部	P. 13
第 4 章	機関部	P. 17
第 5 章	電気部	P. 19
第 6 章	計器部	P. 22
第 7 章	通信部	P. 26
第 8 章	試験	P. 26
第 9 章	予備品・要具	P. 26
第 10 章	図書	P. 27

第 1 章 総則

1 目的

海上保安庁が購入する監視取締艇（以下「本艇」という。）の仕様について定めることを目的とする。

2 用途

本艇は、主として沿岸海域での監視取締業務に従事する。

3 一般原則

納入業者は、本艇の用途を考慮し、本書に従って十分な配慮のもとに、善良な注意をもって本艇を納入すること。

本艇（装備品等を含む。）は、新艇・新品であること。

4 準拠法規

- (1) 納入業者は船舶安全法等及び海上衝突予防法等並びにその他関係法令の定めるところに従って本艇を製造し、これらの法令の定めるところにより所要の検査等を受けて、本艇をこれに合格させること。
- (2) 納入業者は船舶安全法等に定める検査等に必要の手続きを行うこと。
- (3) 本艇の計器及びモニターの計量単位表示は、原則として SI 単位を使用すること。
- (4) 納入業者は、小型船舶の登録等に関する法律及び関係法令に基づき、本艇の登録等を行うこと。
- (5) 本艇に使用する材料は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「特定調達品目」として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用すること。
ただし、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、海上保安庁装備技術部船舶課長（以下「船舶課長」という。）の承認を受けたうえで、これによらないことができるものとする。
また、本艇には、石綿（白石綿、温石綿、青石綿、茶石綿等）を含む材料は一切使用しないこと。
- (6) 本艇の主機関は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 5 の「原動機取扱手引書」の承認を受け、第 19 条の 6 の「国際大気汚染防止原動機証書」の交付を受けること。
- (7) 『IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ』（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）別紙 2 に掲げる機器を使用する場合は予め船舶課長に機器リストを提出し、船舶課長がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、船舶課長と迅

速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

5 図書

- (1) 納入業者は契約後、速やかに協議用図書 2 部を船舶課長に提出し、内容について協議すること。
- (2) 納入業者は本艇納入後、速やかに完成図書を提出すること。
- (3) 各図書は日本語で記述すること。
- (4) 各図書の計量単位表示は、SI 単位を使用すること。

6 要求性能を満足できないおそれがある場合の処置等

- (1) 納入業者は、本艇の納入にあたり、天変地異その他納入業者の責めに帰することができない事情により、本仕様書上の要求を満足することができないおそれがある場合は、ただちに船舶課長と協議すること。
- (2) 納入業者は、5.(1)に記載する船舶課長との協議結果に従ったことを理由として本仕様書上の責任を免れることはできない。
- (3) 詳細設計の段階において、合理性、機能性等を検討した結果、艀装品の個数や配置変更等の調整が必要な場合は、次によるものとする。
 - ア 本書で指定する艀装品等の個数については、船舶課長の承認を受け、指定する個数を上回って差し支えない。
 - イ 艀装品等については原則として本書で指定した仕様・配置によるが、船舶課長の承認を受け、使用場所の周囲環境、使用目的等に応じ同等品を使用、又は、配置を変更して差し支えない。

7 試運転用油脂類の処理

- (1) 納入業者は、海上保安庁規格に適合する燃料油、潤滑油又は船舶課長の承認を受けた燃料油、潤滑油等を購入し、フラッシングその他の必要な事前対策、試運転中の清浄対策等十分な措置を講じて試運転油脂類を搭載し、機関及び機器類の試運転等を実施すること。
- (2) 納入業者は、前項の油脂類の残油を次のとおり処理すること。
 - ア 燃料油については、本艇引渡し時に空タンクの状態とすること。ただし、納入業者と海上保安庁次長が協議のうえ、異議がない場合は、海上保安庁次長は、適正な価格で購入することができるものとする。
 - イ 主機関の潤滑油、その他の油脂類については、当該機器類の運転に支障がない程度のを当該機器中に残したまま引き渡すこと。
- (3) 納入業者は、引渡し時には艇内ビルジを除去し、艇内を清掃すること。

8 引継関係書類

納入業者は、船舶安全法に定める検査等に必要手続きを行った際に入手した関係書

類を船舶課長に電子データで提出すること。また、次に掲げる関係書類を作成し、本艇引渡し時において船舶課長に提出すること。

- ア 仕様諸元
- イ 写真
- ウ 船舶検査証書（写）
- エ 船舶検査手帳（写）
- オ 無線局免許状（写）
- カ 予備品、要具、装備品目録

9 引渡し場所

本艇の引渡し場所は、船舶課長の指定する場所とする。

10 その他

- (1) 納入業者は、船舶課長の指定する日時及び場所に責任ある技術者を派遣し、船舶課長が指定する者に対して本艇の取扱い説明を行うこと。
- (2) 本書に記載されていない艀装品等で、メーカー標準装備のものがある場合、取り付け又は搭載して差し支えない。

第2章 要目

1 船体部

1. 1 船質、航行区域等

船 質	FRP
航行区域	限定沿海区域 ^{※1} 及び沿岸小型船舶の区域 ^{※2}
船 型	V 型
推進方法	固定ピッチプロペラ（2軸ディーゼル船内外機）

※1： 母港は別途指示する。

※2： 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域及び平水区域

1. 2 速力、航続距離等

速力（満載状態 ^{※3} 、陸上運転時の連続最大出力回転速度にて）	28 ノット 以上
航続距離（満載状態 ^{※3} 、28 ノットにて）	170 海里 以上

※3： 軽荷状態に乗員2名が乗艇（乗員1人75kg及び所持品1人当たり25kgとする。）し、燃料、雑用清水等を満載した状態とする。

1. 3 主要寸法等

全 長	約 10m
型 幅	3m 未満
型 深 さ	2m 未満
総トン数	5 トン未満

1. 4 船体構造様式等

構 造 様 式	FRP 単板構造又はサンドイッチ構造
---------	--------------------

1. 5 最大搭載人員

	交通艇の場合	その他の場合
船 員	1 名	1 名
旅 客	7 名	0 名
その他の乗船者	0 名	7 名
合 計	8 名	8 名

1. 6 操舵装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
油圧式操舵装置		1 式	

1. 7 法定備品

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
小型船舶用救命胴衣	TYPE A	8 個	
小型船舶用救命浮環		1 個	
小型船舶用信号紅炎		2 個	
小型船舶用火せん		2 個	
小型船舶用 粉末消火器		2 個	
自動拡散型 粉末消火器		1 式	機関室
消防用バケツ		1 個	
係船索	ナイロンロープ φ20mm、長さ 18m	2 条	
錨	ダンフォース型 15kg	1 個	
錨索	ナイロンロープ φ20mm、長さ 50m	1 条	
双眼鏡	7 倍	1 個	
黒色球形形象物		3 個	
航海用レーダ反射器		1 個	
短波ラジオ		1 個	
海図(海図番号は別途 指示)又は航海用参考 図		1 式	航海用参考図は、 検査機関が沿岸小 型船舶用の法定備 品として適切と認 めるものに限る。

1. 8 係船金具等

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
クロスビット	ステンレス製	4 個	
フェアリーダー	ステンレス製	4 個	
クリート	ステンレス製	6 個	

1. 9 空調・通風装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
空調装置		1 式	
自然通風口	開閉可能 波・雨の打ち込みを防ぐも	1 式	操舵室用

	の		
	波・雨の打ち込みを防ぐもの	1 式	機関室給排気用
排気ファン		1 式	便所用

1. 10 その他

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
電動ワイパー		2 式	前面窓用
窓洗浄装置		2 式	前面窓用
マリントイレ	電動ポンプ付	1 式	
ボートフック	長さ約 2m	2 本	
旗竿	ステンレス製 アイ、クリート付 長さ約 1m	1 式	
防舷物		1 式	ステンレス製取付金具により強固に固定すること。
フェンダー	φ 220～300mm 高さ 700～760mm 白色 吊下式	4 個	各舷 2 個
清水タンク	20 リットル以上	1 個	雑用清水用
トランサムステップ	ラダー付	1 式	
無線機空中線架台	150MHz 帯送受信機空中線用 デジタル送受信機空中線用	各 1 個	起倒式又は取外式

2 機関部

2.1 主機

主機	
型式	ディーゼル過給機関
基数	2基
連続最大出力	170kW以下（クランク軸端にて）
燃料消費率	260g/(kW・h)以下（連続最大出力にて）
冷却方式	清水冷却式（海水間接冷却）
始動方式	電気始動
使用燃料油	軽油
推進装置	
型式	固定ピッチプロペラ
基数	2基
その他	逆転機能及びクラッチ機能付

2.2 機関室補機器

名称	数量	備考
電動ビルジポンプ	1式	
燃料油こし器	2個	
燃料油ドレンセパレータ	2個	

2.3 タンク類

名称	容量	数量	備考
燃料油タンク	550リットル以上	1個	FRP製

3 電気部

3.1 電源装置

名称	形式及び要目	数量	備考
主機駆動発電機		2式	
蓄電池	鉛蓄電池 出力：DC24V又は DC12V 容量はメーカー標準	2式	
発動発電機	定格出力：6.0kW以上 定格電圧：AC100V 周波数：60Hz 原動機：水冷4サイクル ディーゼルエンジン	1式	発動発電機を装備しない 場合は適用しない。
配電盤		1式	
コンバータ	入力電圧：AC100V 出力電圧：DC24V又は DC12V	1式	航海計器等の給電及び蓄 電池の充電を可能とする こと。 発動発電機を装備しない 場合は適用しない。
船内レセプタクル	DC24V又はDC12V AC100V	1式	

3.2 照明装置

名称	形式及び要目	数量	備考
投光器	消費電力：20W以下 光源：LED 光束：500lm以上 保護形式：IP56以上	1式	後部デッキ照明用
船内照明灯	操舵室、船首居室、ト イレ、機関室	1式	

3.3 その他

名称	形式及び要目	数量	備考
電圧計	直流電圧計	1式	
バッテリーチェッカー		1式	
ジャンプスタータ		1式	

4 計器部

4.1 海上監視装置

名称	形式及び要目	数量	備考
レーダ	空中線：レドーム型 表示部：多機能ディスプレイ 選択可能レンジ：36マイル以上 自動及び手動ターゲット追尾機能、海面反射・雨雪反射自動除去機能を含む	1式	固体化素子
AIS受信機	空中線：ホイップ型 表示部：多機能ディスプレイ 受信周波数範囲： 156.025MHz～162.025MHz 対応国際規格：IEC61993-2、IEC62287-1、ITU-R M.1371-1準拠	1式	
多機能ディスプレイ	表示部：タッチパネル式カラー液晶（12インチ以上） 機能：レーダ映像・GPSプロッタ映像・電子参考図・AIS情報重畳表示機能 対地船速・水深表示機能 SBAS対応GPS受信機（内蔵）、音響測深機（内蔵） 空中線：操舵室天井暴露部設置 音測送信周波数：50/200kHz または 85-165kHz 音測送信出力：600W以上 音速送受波器：船底設置	1式	

4.2 方位測定装置

名称	形式及び要目	数量	備考
磁気コンパス	卓上型 補正装置及び照明付	1式	
磁気センサ	方位精度：1.0度rms以下 （水平） 方位分解能：0.1度以上	1式	

4. 3 気象計器

名称	形式及び要目	数量	備考
気圧計	機構：アネロイド式	1式	

4. 4 船灯

名称	形式及び要目	数量	備考
マスト灯	第二種	1式	
舷灯	第二種	1対	
船尾灯	第二種	1式	
紅灯	第二種	2式	
停泊灯（全周灯）	第二種	1式	白灯
赤色回転灯	閃光数80～120回/分 または140～170回/分	1式	

4. 5 海上照明装置

名称	形式及び要目	数量	備考
探照灯	最大光柱光度：160,000cd 以上 到達距離：350m 以上 俯仰旋回方式：リモコンによる 電動遠隔操作方式 俯仰角度：俯角 15 度以上、仰角 5 度以上 旋回角度：360 度（連続旋回可） 保護形式：IP56 以上	1式	

4. 6 音響信号装置

名称	形式及び要目	数量	備考
汽笛	第四種汽笛 基本周波数：約 650Hz 機能：拡声機能（マイク付属）、 L 信号自動吹鳴（連続・単発）	1式	

第3章 船体部

1 性能

良好な凌波性、操縦性を有し、平穏な海面において、満載状態及び主機の連続最大出力時回転速度にて 28 ノット以上の速力を出すのに適したものとすること。

2 構造

- (1) 強化プラスチック船（FRP 船）暫定基準に従って施工すること。
- (2) 材料は、耐食性に優れたものを使用すること。
- (3) FRP 積層材料は、規格品で入手し易いものとし、修理や改造等が容易に行えるものとする。
- (4) 本船の使用目的及び性能を損じない範囲で軽量かつ堅牢な構造とする。

3 艙装

(1) 操舵室

- ア 主船体上に操舵室を設けること。
- イ 操舵室は、操船者 1 名、操船補助者 1 名のほか 2 名、計 4 名分の椅子席を配置し、操船者用椅子席については操船性を考慮したものとすること。
- ウ 小型テーブル 1 個、操縦装置、レーダ等を配置すること。
- エ 全周には視界を確保できるような窓を、後壁には出入口を、また、後壁の出入口から操舵室前部を経て船首居室に通じる通路を設けること。
- オ 操舵室の両舷側には幅約 300mm の通路を有していること。
- カ 操舵室前面窓には窓洗浄装置を設けること。

(2) 操縦装置

- ア 操舵室内操縦スタンドに、操縦用ハンドル、主機計器盤、主機遠隔操縦装置、レーダ（表示・操作ユニット）を備え付け、前方視認性を考慮した磁気コンパスを設けること。
- イ 副操縦場所として操舵室外に、本艇の操船が可能な操縦装置を設けること。
- ウ 手動油圧式操舵装置を採用する場合は、操縦用ハンドルにハンドルスピナーを設けること。

(3) 閉鎖装置等

- ア 操舵室天蓋部に、外気取り入れ用開閉蓋を設けること。
- イ 船首倉庫、操舵室、機関室、舵機室各開閉蓋及び操舵室出入口（操舵室内のものを除く）は人為的に容易に破壊できない施錠装置を設けること。
- ウ 全ての開閉蓋は十分な強度を有し、波浪等の打ち込みにより、容易に開かないこと。

(4) 空調・通風装置

- ア 空調装置は、室内を冷暖房するのに十分な能力があるもの設けること。
 イ 自然通風口を操舵室用及び機関室給排気用に設けること。
 ウ トイレ排気装置を設けること。

(5) 諸室装置

- ア 操舵室には操縦装置のほか、次のものを設けること。
- | | |
|-------------------------|------|
| (ア) ダンパー付き椅子（操船者及び補助者用） | 2 個 |
| (イ) 椅子又は長椅子 | 2 名分 |
| (ウ) 小型テーブル | 1 個 |
| (エ) 双眼鏡格納箱 | 1 個 |
| (オ) 証書入れ | 1 式 |
| (カ) 消火器取付台 | 2 個 |
- イ 船首居室に次のものを設けること。
- | | |
|-----------------------------|------|
| (ア) 座席又は長椅子 | 4 名分 |
| (イ) トイレ（個室、鍵付、シンク付（個室外でも可）） | 1 式 |
| (ウ) 物入（座席と兼用でも可） | 2 式 |
- ウ 内底に音響測深機送受波を設けること。

(6) 甲板艙装

- ア 前部甲板に次のものを設けること。
- | | |
|-------------|-----|
| (ア) クロスビット | 2 個 |
| (イ) フェアリーダー | 2 個 |
| (ウ) クリート | 2 個 |
- イ 後部甲板に次のものを設けること。
- | | |
|--------------------|-----|
| (ア) クロスビット | 2 個 |
| (イ) フェアリーダー | 2 個 |
| (ウ) 救命浮環固定具 | 1 式 |
| (エ) ボートフック（2 本）固定具 | 1 式 |
| (オ) クリート | 4 個 |
- ウ 係船金物は監視取締艇としての使用に耐え得る十分な強度を有したものとすること。

(7) 操舵室天蓋艙装

- ア 操舵室天蓋に次のものを設けること。
- | | |
|------------|-----|
| (ア) 航海灯マスト | 1 個 |
|------------|-----|
- (ステンレス製、停泊灯・マスト灯・船尾灯・赤色回転灯装備)
 (操舵室側面より容易に起倒できる位置に設置)

(イ)	レーダ空中線台	1 個
(ウ)	150MHz 帯送受信機空中線台（起倒式又は取外式）	1 個
(エ)	デジタル送受信機用空中線台（起倒式又は取外式）	1 個
(オ)	舷灯（前部ガンネル部への設置でも可）	1 式

(8) 防舷物

- ア 防舷物をガンネル全周（トランサムステップ部は除く。）に 1 式設けること。
- イ 防舷物は吊り上げベルトによる上下架時に支障のないように、分割式とすること。
- ウ 防舷物は、乗員により船上から取付け及び取外しができるように固定され、固定用金具は、船体に強固に取付けられていること。
- エ 防舷物は、ロープフェンダーでもよい。

(9) 手すり装置等

- ア 船首端から操舵室後端付近にかけて、両舷ガンネル上または操舵室側壁にステンレス製の手すりを設けること。
- イ 船尾端に取外式旗竿（要目参照）を設けること。なお、旗竿受けはステンレス製で水抜き穴を設けること。
- ウ 操舵室内の天井部、側壁部には、乗員が移動時及び着座時に使用する手すり等を設けること。
- エ 暴露甲板（船首倉庫ハッチ及び機関室上のハッチを含む。）の上面には、滑り止め加工を施すか、滑りにくい材質とすること。

(10) トランサムステップ

- トランサムに、推進機を保護し、海上漂流物等の揚収作業に使用可能なステップを設けること。
- また、海中からステップに登ることができるよう折畳式ラダーを設けること。

(11) 塗色、識別記号等

- ア 外舷、上甲板の塗色はアイボリー又は白色で統一し、船底は自己研磨型防汚塗料を塗装すること。
- イ 船首両舷に船名を黒色にて標示すること。
- ウ 操舵室両舷側に庁名（英文字標記を含む）等を紺青色（マンセル記号 5PB 3/8）にて標示すること。
- エ 庁名及び番号については、取り外し可能な板に標示し、文字周囲の塗色は外舷、上甲板の塗色と合わせること。
- オ 船首尾の両舷側に喫水標（黒色、ゴシック体のアラビア数字）を標示すること。

カ 船名、番号、文字の書式は別途指示する。

(12) 予備品及び要具

ア メーカー標準の予備品及び要具を備えていること。

イ 防舷物の取付に使用するロープ等は、予備品 1 式を備えていること。

第4章 機関部

1 主機

- (1) 主機は、狭隘な機関室においても取扱・点検が容易なよう配置する。
- (2) 主機は、十分な強度を有する機関台に据え付け、芯ズレ及び振動の防止に留意する。

2 推進装置及び操舵装置

- (1) 固定ピッチプロペラのピッチについては適切なマージンを見込んだものとする。
- (2) 推進装置は、取扱い・点検が容易なこと。
- (3) 推進装置は、強固に取り付け、振動の影響により船体貫通部の水密性が損なわれないよう配慮する。
- (4) 操舵装置は、舵輪により操舵ができること。

3 遠隔操縦装置

主機の回転数制御や操舵は、操縦席及び副操縦場所において行えるよう、遠隔操縦装置を設ける。

また、主機は両舷独立して制御できるものとし、クラッチ及びガバナーはレバー1本で操作できること

4 主機計器盤

主機計器盤を備え、清水温度及び潤滑油圧力の警報装置を備える。

5 燃料油タンク

- (1) 燃料油タンクは FRP 製とし、重量及び振動に対して十分耐える構造とする。
- (2) 空気抜き管、電気式燃料計を設けること。
- (3) 燃料油取出口は、船のトリム及び動揺を考慮した位置に取り付ける。
- (4) 電気式燃料油計は、視認し易い場所に取り付ける。

6 諸管装置

- (1) 管等に用いる材料は、耐食性に富み、十分な強度を有し、かつ、極力軽量なものとする。
- (2) 弁、コック、各こし等は、取扱いの便を考慮した位置に配置され、弁、コックにはそれぞれ銘板が取り付けられているものとする。
- (3) 燃料油の積込管、空気抜き管が暴露部に導かれるものとする。
- (4) 主機冷却水管は船底格子、船底弁、単式こしを経て、主機に導き、浅瀬にあっても砂泥の吸い込みを極力回避できる配管とする。

- (5) 燃料油は燃料油タンクから弁、燃料油ドレンセパレータ、燃料油こしを経て主機関の燃料油供給ポンプに導かれるものとする。
- (6) 電動ビルジポンプを機関室内に設置し、ビルジを排出できるものとする。
- (7) 排気管は海水が機関に逆流しないよう考慮すること。また、十分な消音性を確保し、排気背圧の上昇を極力少なくする形状とする。
- (8) 甲板上の排水口については、閉鎖できるよう栓付とする。

7 予備品及び要具

予備品及び要具は、次のものを含みメーカー標準とする。

- (1) 潤滑油こしエレメント、燃料油ドレンセパレータ、燃料油こしエレメント、
海水ポンプインペラ、保護亜鉛、パッキン類 各 1 式
- (2) スパナ、メガネレンチ、プライヤ、ドライバー (+ -)、潤滑油拔出しポンプ、
フィルター用レンチ、グリスポンプ、工具箱 各 1 式

8 運転操作手順表

操舵室に防水ケース入り運転操作手順表が備えられていること。

第 5 章 電気部

1 一般

1. 1 電気機器類の製作及び選択

- (1) 電気機器類は、優良な材料を使用し、信頼性に富み、構造強固にして保守性良好かつ小型軽量なものとする。

また、電気機器類はその装備場所に応じた操作性、耐環境性を有するとともに、低振動、低騒音型のものであって、航海計器及び無線機に有害なノイズ等の影響を及ぼさないものであること。

- (2) 電気機器類に使用する表示灯は、振動等による影響を受けない構造とすること。

1. 2 装備工事

- (1) 電気機器類の装備工事は、機器の性能、安全性、信頼性、保守性及び操作性を損なわないよう、また、共振が発生しないよう施工すること。

- (2) 電氣的災害と感電・電撃事故の防止については、特に留意すること。

また、暴露部から艇内に引き込む電路については施工後射水試験を実施し、良態を確認すること。

1. 3 保護形式等

- (1) 暴露部に設置される電気機器類の保護形式は、原則として IP56 以上とすること。

- (2) 照明器具、電路器具、取付金具等の材質は、耐食性を有するものであること。

1. 4 周囲条件

電気機器類は、次の周囲条件での使用を想定しているため、機器の選定の際に考慮すること。

- (1) 周囲温度（空気）

ア 閉周区画内 : 0~45℃

イ 暴露甲板上 : -25~45℃

ウ 機関室 : 0~50℃

- (2) 船体傾斜及び動揺

ア 縦傾斜 : 7.5 度

イ 横傾斜 : 15 度

ウ 横動揺 : 22.5 度

1. 5 塗装

- (1) 電気機器類は、必要に応じて適切な塗装を行うこと。

(2) 塗装を行う場合は、十分な錆落とし、清掃等下地処理の上、適切な防錆及び上塗りを行うこと。

1. 6 銘板

電気機器類には、機能銘板、用途銘板またはシール等を貼付すること。

1. 7 他部仕様への適用

船体部、機関部、計器部及び通信部仕様で特に定められていない電気設備及び電装工事は、本仕様によること。

1. 8 予備品及び要具

メーカー標準の予備品及び要具を軽量かつ強度に優れた適切な箱に入れ納入すること。

2 電源装置

2. 1 主機駆動発電機及び蓄電池

主機駆動発電機によりメーカー標準容量の鉛蓄電池に充電し、所要の機器に給電できること。また、主機駆動発電機へ電流が逆流しないよう適切な構造とすること。

蓄電池は、船体の振動及び動揺に十分耐えるように固定し、換気に配慮して設置すること。

2. 2 発動発電機

発動発電機を装備する場合、以下の性能及び機能を満たす発動発電機を装備すること。

定格出力	: 6.0kW 以上
定格電圧	: AC100V
周波数	: 60Hz
定格回転数	: 1,800rpm
原動機	: 水冷 4 サイクルディーゼルエンジン

2. 3 配電盤

各機器の管制を行うための配電盤 1 式を設けること。なお、外面塗色はメーカー標準として差し支えない。

2. 4 コンバータ

発動発電機を装備する場合、コンバータ 1 式を装備し、航海計器等に給電及び蓄電池の充電を可とすること。

入力電圧	: AC100V
出力電圧	: DC24V
保護装置	: 過負荷保護、短絡保護、過熱保護、入力逆接続保護、 入力低電圧保護、入力過電圧保護を含むこと
ソケット	: 2 個以上

2. 5 船内レセプタクル

操舵室内に DC24V 及び AC100V レセプタクル 1 式を設けること。ただし発動発電機を装備しない場合、インバータ等を用いて AC100V 電源を供給すること。

3 照明装置

3. 1 投光器

後部デッキ照明用として、次の投光器 1 式を装備すること。

電源電圧	: DC24V または AC100V を含むこと
消費電力	: 20W 以下
光源	: LED
光束	: 500lm 以上
保護形式	: IP56 以上、耐塩害性に優れた構造・塗装であること
質量	: 1.5kg 以下
寸法 (mm)	: 縦 250 以下、横 200 以下、奥行 200 以下 (取付金具等を除く)

3. 2 船内照明灯

次の場所に船内照明灯 1 式を装備すること。なお光源は極力 LED とし、規格はメーカー標準とすること。

- ア 操舵室
- イ 船首居室
- ウ トイレ
- エ 機関室

4 その他

4. 1 電圧計

主機駆動発電機の稼働状況及び鉛蓄電池の充電状況を確認するため、操舵手席付近で直流電圧を確認できるよう措置すること。

4. 2 バッテリーチェッカー

蓄電池の CCA 又は内部抵抗値を表示可能なバッテリーチェッカー 1 式を備えること。

4. 3 ジャンプスタータ

蓄電池の過放電時に主機及び発動発電機を応急始動可能なジャンプスタータ 1 式を備えること。

第 6 章 計器部

1 一般

1. 1 計器機器類の製作及び選択

- (1) 計器機器類は、優良な材料を使用し、信頼性に富み、構造堅固にして保守性良好かつ小型軽量なものとすること。
- (2) 計器機器類は、装備場所に適した操作性、耐環境性を有するとともに低振動、低騒音型のものであること。
- (3) 計器機器類は、昼間においても表示が容易に判読できるものであること。
また、夜間の操船に支障を与えないよう、モニター等にはディマーを備えること。

1. 2 ノイズ対策

- (1) 計器機器類は、他の機器からの雑音によって有害な影響を受けず、また、他の機器へも有害な影響を与えないものであること。
- (2) 計器機器類の装備工事にあたっては、ノイズ防止のための必要な措置を施すこと。

1. 3 配置

- (1) 計器機器類は、その使用頻度、目的を十分考慮しかつ周囲との調和、通行性に留意し適切に配置すること。
- (2) 前後左右等の方向性を有する情報を表示する計器機器類は、原則としてその方向性に合致した向きで装備すること。

1. 4 船底配置

船底に配置される機器類は、気泡、伴流、雑音等の影響を受けやすいため、位置決定及び装備方法については十分な検討を行うとともに、据付工事にあたっては細心の注意を払うこと。

1. 5 塗装

- (1) 計器機器類は、必要に応じて適切な塗装を行うこと。
- (2) 塗装を行う際は、十分な錆落とし及び清掃等の下地処理を実施し、必要な防食及び上塗り塗装を行うこと。

1. 6 銘板

計器機器類及びラックには、機能銘板、用途銘板またはシール等を貼付すること。

1. 7 予備品及び要具

メーカー標準の予備品及び要具を軽量かつ強度に優れた適切な箱に入れ納入すること。

2 海上監視装置

2. 1 レーダ

次の性能及び機能を満たすレーダ 1 式（固体化素子）を装備すること。

(1) 空中線部

ア 空中線形状	: レドーム型
イ 寸法 (mm)	: $\phi 550$ 以下
ウ 回転数	: 24rpm を含むこと
エ 質量	: 10kg 以下
オ 保護等級	: IPX6 以上

(2) 送受信部

ア 周波数及び電波型式	: $9410 \pm 30\text{MHz}$ 、P0N
イ 出力	: 4kW 以上
ウ 選択可能レンジ	: 36NM 以上
エ 電源電圧	: DC24V を含むこと

(3) 表示部

ア 構成	: 多機能ディスプレイ内蔵
イ 機能	: 自動及び手動ターゲット追尾、海面反射・雨雪反射自動除去を含むこと

2. 2 AIS 受信機

次の性能及び機能を満たす AIS 受信機 1 式を装備すること。

(1) 空中線部

ア 空中線形状	: ホイップ型
---------	---------

(2) AIS 受信部

ア 受信周波数範囲	: $156.025\text{MHz} \sim 162.025\text{MHz}$
イ 対応国際規格	: IEC61993-2、IEC62287-1、ITU-R M.1371-1 の受信部規格に準拠し、IEC60945 Ed.4 に適合すること

(3) 表示部

ア 構成	: 多機能ディスプレイ内蔵
------	---------------

2. 3 多機能ディスプレイ

次の性能及び機能を満たす多機能ディスプレイ 1 式を、操舵手席から視認及び操作が容易な位置に装備すること。

(1) 表示部

ア 指示器	: タッチパネル式カラー液晶 12 インチ以上
イ 解像度	: WXGA 以上
ウ 輝度	: 昼間における良好な視認性があること 及びディマーを備えること
エ チャートデータ	: 電子参考図を含む
オ 機能	: レーダ映像、GPS プロッタ映像、電子参考図、AIS 情報の重畳表示機能及び対地船速、水深表示機能を含むこと
カ 映像出力	: HDMI または DVI-D 端子を含むこと
キ 寸法 (mm)	: 幅 380 以下、高さ 250 以下、奥行 150 以下 (取付金具等を除く)
ク 電源	: DC24V または AC100V を含むこと
ケ 質量	: 6kg 以下
コ 保護等級	: IPX6 以上
サ 使用温度範囲	: -15℃ ~ 55℃ を含む
シ 使用可能湿度	: 93% (40℃) を含む

(2) GPS 受信機 (内蔵)

ア 空中線部	: 操舵室天井暴露部設置
イ 受信周波数	: 1575.42MHz を含み SBAS に対応すること
ウ 測位精度 (誤差)	: GPS 10m 以下 (2rms、HDOP < 4) MSAS 7m 以下 (2rms、HDOP < 4)

(3) 音響測深機 (内蔵)

ア 送受波部	: 船底設置
イ 送信出力	: 600W 以上
ウ 周波数	: 50/200kHz または 85・165kHz

3 方位測定装置

3. 1 磁気コンパス

次の性能及び機能を満たす卓上型磁気コンパス 1 式を装備すること

- | | |
|-------------|----------------------------------------------|
| (1) 寸法 (mm) | : 幅 130 以下、高さ 130 以下、奥行 130 以下
(取付金具等を除く) |
| (2) 質量 | : 500g 以下 |
| (3) 機能 | : 耐候性及び耐衝撃性に優れ、かつ補正機能及び照明を備えること |

- (4) 電源電圧 : DC24V を含むこと

3. 2 磁気センサ

次の性能及び機能を満たす磁気センサ 1 式を装備すること。

- (1) 方位精度 : 1.0 度 rms 以下 (水平)
1.5 度 rms 以下 (傾斜角 30 度以下)
- (2) 方位分解能 : 0.1 度以上
- (3) 電源電圧 : DC24V または AC100V を含むこと
- (4) 寸法 (mm) : 幅 200 以下、高さ 100 以下、奥行 150 以下
(取付金具等を除く)
- (5) 質量 : 500g 以下

4 気象計器

次の気圧計 1 式を装備すること。

- (1) 機構 : アネロイド式
- (2) 寸法 (mm) : ϕ 100 以下、奥行 50 以下
(取付金具等を除く)

5 船灯

次の型式の船灯を装備し、操舵室内にスイッチを設置すること。なお、極力 LED を光源としたものであること。

- (1) 航海灯
- ア マスト灯 (第二種) : 1 式
 - イ 舷灯 (第二種) : 1 対
 - ウ 船尾灯 (第二種) : 1 式
 - エ 紅灯 (第二種) : 2 式
- (2) 停泊灯 (全周灯)
- ア 白灯 (第二種) : 1 式
- (3) その他
- ア 赤色回転灯 : 1 式
(閃光数 80~120 回/分または 140~170 回/分、DC24V、IP56 以上、
直径 165mm 以下、質量 1.2kg 以下)

6 海上照明装置

海上照明装置として、次の性能及び機能を満たす探照灯 1 式を装備すること。

- (1) 定格電圧 : DC24V または AC100V を含むこと
- (2) 最大光柱光度 : 160,000cd 以上
- (3) 到達距離 : 350m 以上

- (4) 俯仰旋回方式 : リモコンによる電動遠隔操作方式
- (5) 俯仰角度 : 俯角 15 度以上、仰角 5 度以上
- (6) 旋回角度 : 360 度 (連続旋回可)
- (7) 保護形式 : IP56 以上、耐塩害性に優れた構造
及び塗装とすること
- (8) 質量 : 5kg 以下
- (9) 寸法 (mm) : 縦 250 以下、横 250 以下、奥行 250 以下
(取付金具等を除く)

7 音響信号装置

音響信号装置として、次の性能及び機能を満たす汽笛 1 式を装備すること。

- (1) 形式 : 第四種汽笛
- (2) 基本周波数 : 約 650Hz
- (3) 機能 : 拡声機能 (マイク付属)、L 信号自動吹鳴 (連続・単発)

第 7 章 通信部

無線機空中線用架台 2 個と操舵室 (小型テーブル近傍) との間に SFA ケーブル (5d) 2 式を敷設し、ケーブル両端には接栓 (形式は別途指示する。) 及び保護キャップ (金属製) を設け、乗員持ち込みの無線機と接続可能とすること。

また、同ケーブル貫通部は防水グランド等で防水性を確保すること。

第 8 章 試験

海上運転試験として、海上運転要領書に基づき、日本国内において次の試験を行うこと。なお、試験には、必要に応じて海上保安庁職員が立ち会う。

1 運転性能試験

- (1) 速力試験
- (2) 続航試験
- (3) 旋回試験

2 後進試験

3 各種効力試験

第 9 章 予備品・要具

予備品及び要具は適当な箱入りとし、箱 (鍵付) には略図入り目録を添付すること。

第 10 章 図書

提出図書一覧表

図書名称	協議用 図書	完 成 図書	備考
完成図書目録	○	○	
要目表（全力運転中側面写真を含む。）	○	○◎	本庁分 2 部 △
一般配置図	○	○◎	本庁分 2 部 △
中央切断図	○	○	
総トン数計算書	○レ	○	
排水量等曲線図	○レ	○	△
重量重心計算書	○レ	○◎	本庁分 1 部 △
復原性能計算書	○レ	○◎	本庁分 1 部 △
速力、航続距離計算書	○レ	○	
主要部構造切断図	○レ	○	
船体構造材料表	○レ	○	
船体強度計算書	○レ	○	
通風、諸管装置図及び系統図	○レ	○	△
船体部取扱説明書	○レ	○	△
機関部取扱説明書	○レ	○	△
電気・計器部取扱説明書	○レ	○	△
主機遠隔操縦装置	○レ	○	
推進装置図	○レ	○	
機関室全体装置	○レ	○	
主機メーカー図	○レ	○	
総合電路系統図	○レ	○	
操舵室機器配置図	○	○	
塗装要領及び標示要領書	○	○	
海上運転要領書	○	○	
海上運転成績書		○◎	本庁分 1 部
主機陸上運転成績書	○レ	○	
艀装品目録	○レ	○	
予備品及び要具目録	○レ	○	
諸油調査表	○	○	
機器サービス体制一覧	○レ	○	
その他保守に必要とされる図書	○	○	
完成写真（電子データ、キャビネ版） 全力航走中において、左舷正横、右斜前方から撮影し		○	CD・R 等に収納すること

たもの。(航空写真も可)		
--------------	--	--

(注)

- (1) ○印を付した図書は、それぞれ協議用図書、完成図書として作成すること。
 ア 協議用図書は、2部を船舶課長に送付すること（内1部は返却用）。
 イ 完成図書は、印刷のうえファイリングして配属管区船舶技術部（課）に各1部送付すること。
 ウ 完成図書は、文字検索可能な形式にて電子化のうえ電子データを光学メディア（CD-R等）に格納して船舶課長に1式提出すること。なお、電子データは原則としてAutoCADで使用するDXF形式ファイル（同型艇はPDFファイル）とし、図面によらない図書はPDFファイルとすること。
- (2) レ印を付した図書は、過去に同型艇の納入実績を有する事業者が納入する艇であって納入実績艇から変更がない場合、船舶課長の承認を得て協議用図書の提出を省略することができる。
- (3) ◎印を付した図書は、備考欄に記載した要求部数を印刷のうえ提出すること。
- (4) △印を付した図書については各1部印刷のうえ、本艇用図書として本艇引渡時に本艇に備えること。
- (5) 各図書にはできるだけ質量を記載する。
- (6) 写真は、カラー写真とすること。
- (7) 複数の同型艇を製造する場合の完成図書の提出は次によること。
 ア 配属管区が同じ場合、配属管区送付分について、原則として1部として差し支えない。
 イ 船舶課長提出分について、原則として1部として差し支えない。
 ウ 提出部数を1部とする場合には、表紙にすべての船名等をまとめて記載すること。